

登記所備付地図作成作業の実施に伴う
現地事務所の開設について（お知らせ）

秋田地方法務局では、「秋田市外旭川字堂ノ前及び同字田中の全部並びに外旭川字神宮田、同字在家、同字鳥谷場、同字野村、同字八幡田、外旭川八柳三丁目、寺内字三千刈及び将軍野向山の一部」地区における登記所備付地図作成作業の実施に伴い、次のとおり現地事務所を開設しました。同作業に関する御質問等がございましたら、現地事務所までお問い合わせ願います。

◇現地事務所の開設場所等

開設場所 〒011-0946
秋田市土崎港中央一丁目16番21号
(後記「現地事務所案内図」参照)

開設期間 令和5年4月10日(月)から
令和5年12月15日(金)まで
(ただし、土、日、祝日を除く。)

開設時間 午前9時から午後4時まで(常駐職員が対応します。)

連絡先 TEL 018-880-6551

◇不在時の問合せ先

〒010-0951
秋田市山王七丁目1番3号
秋田地方法務局地図整備・筆界特定室
TEL 018-862-1442

現地事務所案内図

